

## 鏡石町職員（会計年度任用職員）懲戒処分の公表について

令和5年6月14日

鏡石町

下記のとおり職員（会計年度任用職員）の懲戒処分を行ったので公表します。

- 1 所 属 児童ふれあい交流館
- 2 職 名 会計年度任用職員
- 3 処分内容 停職3ヶ月
- 4 処分年月日 令和5年6月13日(処分同日付で本人は退職した。)
- 5 事案概要  
令和5年5月17日(水)午後0時29分頃、鏡石町内のスーパーマーケットで食料品2点(価格合計840円)を盗んだ疑いで現行犯逮捕された。

### 町長コメント

法令を順守すべき職員がこのような事案を起こしたことは、町民の信頼を損なうものであり、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、これまで以上に法令順守と服務規律の徹底に取り組み、町民の皆様  
の信頼回復に取り組んでまいります。

問い合わせ先  
鏡石町役場総務課  
0248-62-2111